

8 交野市入札公告（動産）第 5 号

市 有 財 産 売 却 公 告

市有財産売却について、下記のとおり一般競争入札を行うので公告する。

令和 8 年 7 月 17 日

交野市長 山 本 景

記

1 入札に付する事項

(1) 物件名

物件番号	財産名称	登録年度	排気量	走行距離	予定価格	入札保証金
08-05	星田分団ポンプ車	平成 17 年	4.00L	7,550km	232,000 円	11,600 円

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない個人又は法人であること。

(2) 次のいずれにも該当する者でないこと。

イ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められる者。

ロ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 4 7 号）

第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者でないこと。

- (4) 前記(2)および(3)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- (5) 日本語を完全に理解できること。
- (6) 交野市が定める、交野市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及び紀尾井町戦略研究所株式会社が定める KSI 官公庁オークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾、順守できること。
- (7) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格を有していること。
- (8) 3により、あらかじめ一般競争入札への参加申込をした者であること。

3 一般競争入札の参加申込等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システムの画面上で参加仮申込（クレジットカードでの入札保証金支払い手続きを含む）を行うこと。

締切日：令和8年8月4日（火）午後2時

※仮申込内容に不備のない者に対しては、市が本申込登録を行う。

※同一の人物における複数アカウントでの参加申込は認めない。

4 契約の条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 大阪府交野市私部1丁目1番1号 交野市役所 企画財政部 財務課
- (2) 期間 令和8年8月18日（火）午後1時～8月25日（火）午後1時

5 入札説明書（市ガイドライン）を交付する場所及び期間

4の（1）及び（2）に同じ

6 一般競争入札等の場所及び期間

- (1) 場 所 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上
- (2) 期 間 令和8年8月18日（火）午後1時～8月25日（火）午後1時
- (3) 開 札 入札終了後ただちに

7 入札の方法

- (1) 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公有財産売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は1度しか行うことができない。
- (2) 郵便等による入札書の提出は認めない。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、交野市が定めた入札保証金を、入札に参加しようとする者名義のクレジットカードにより納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、売払代金の一部に充当する。
- (3) クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合は引き落としを行わない。
- (4) 落札者が、交野市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は交野市に帰属する。

9 契約の締結

落札者は、市が用意する契約書及び次の書類を提出し、令和8年9月8日（火）午後2時30分までに契約を締結しなければならない。その際、仮申込時の情報と提出書類の情報が異なる場合は、原則、落札者の決定を取り消し、契約締結を行わない。

【個人の場合】住民票、印鑑登録証明書、誓約書、委任状（※）

【法人の場合】履歴事項全部証明書、印鑑証明書、誓約書、委任状（※）

※代理人入札の場合のみ。

上記書類のほか、物件の内容により必要とされる書類の提出を求める場合があります。

10 売払代金の納入

契約を締結した者は、令和8年9月8日（火）午後2時30分までに交野市が送付する納付書もしくは指定する口座へ銀行振込により当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。このとき、納付済みの入札保証金を売払代金の一部に充当することから、落札者は落札金額から入札保証金額を差し引いた額を納付するものとする。

11 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書（市ガイドライン）に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

12 落札者の決定の方法

入札期間終了後、交野市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。

ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。なお、落札者の決定にあたっては、落札者のログインIDを落札者の氏名（名称）とみなす。

13 その他

- (1) 売却財産は経年劣化、キズ、不具合箇所も多数あり。充分理解した上で入札すること。また、交野市は契約不適合責任を負わない。
- (2) 引渡に関する費用や登録費用はすべて落札者の負担とする。
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
交野市役所 企画財政部 財務課（交野市私部1丁目1番1号）
電話番号 072-892-0121（内線286）
メールアドレス zaisei@city.katano.osaka.jp